

令和 7 年度 第三次飯綱町総合計画等策定支援業務委託 仕様書

1 総 則

(1)業務の名称

令和 7 年度 第三次飯綱町総合計画等策定支援業務

(2)適用の範囲

本仕様書は、飯綱町が発注する令和 7 年度 第三次飯綱町総合計画等策定支援業務(以下「業務」という。)の委託に関して適用される主要事項を定めるものとする。

(3)業務の目的

第二次飯綱町総合計画が、令和 8 (2026) 年度に目標年次を迎えることから、令和 9 (2027) 年度以降の飯綱町のまちづくりの指針となる第三次飯綱町総合計画を策定する必要がある。この新総合計画の策定にあたり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者に作業に必要とする業務の支援を委託するものである。

(4)履行概念

本業務を履行するにあたっては、飯綱町の方針及び目的を十分理解したうえで、本仕様書及び契約書による他、経験のある実務担当者を定め、適正な人員及び体制を整え、業務の目的を最大限に達成できるよう努力するとともに、町長の指定する職員(以下「担当 職員」という。)の指示に従い、正確かつ丁寧に業務を履行しなければならない。

(5)業務の指示及び監督

本業務の受託者は、業務を履行するにあたり、本業務委託契約に基づき、担当職員と常に綿密な連携を図り、その指示及び監督を受けなければならない。

(6)業務計画

受託者は、業務実施に先立ち、具体的な作業計画及び工程表を担当職員に提出し、承認を得なければならない。

(7)損害賠償

受託者は、本業務遂行中に生じた事故、賠償等については、その内容を速やかに報告するとともに、受託者においてその一切の責任を負うものとする。

(8)検査

受託者は、業務完了後速やかに成果品を提出し、検査を受けなければならない。なお、担当職員は、業務が完了する前においても、必要に応じて随時検査を行うことができるものとする。

(9) 担保

受託者は、業務完了後、受託者の過失または疎漏に起因する成果品の不良箇所が発見された場合は、担当職員が必要と認める訂正、補足及びその他の必要な作業を受託者の負担において実施しなければならない。

(10) 秘密の保持

受託者は、業務遂行上で知り得た全ての資料・情報について、いかなる理由があっても第三者に漏らしたり、無断で他の目的に使用してはならない。

(11) 疑義

本業務の実施にあたり、本仕様書に疑義が生じた場合、または明記されていない事項については、担当職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

2 業務の前提条件(第三次飯綱町総合計画の期間)

(1) 基本構想 令和9年度から令和18年度までの10年間

- ・町民意見を取り入れた目指すべき10年後の将来像を設定

(2) 基本計画 前期5年間(R9～R13)、後期5年間(R14～R18)

- ・10年後の将来像実現に向けた「現状と課題」、「評価指標と目標値」、「目標達成に向けた町民・団体・行政の役割」を明らかにするとともに、実施すべき施策の方向性を示す。

(3) 実施計画 3年間でローリング

3 業務内容

(1) 実施項目・期間

委託業務は、別表1に掲げる業務を必須内容とする。また、別表1に掲げた業務以外の内容も提案できるものとする。なお、業務の提案にあたっては、効果的、効率的な手法となるよう留意すること。

契約期間は、契約締結日から2026(令和8)年3月31日までとする。また、個別業務のスケジュールは飯綱町と協議のうえ、その指示に従うものとする。

4 成果品について

(1) 提出等について

本業務において、受託者は下記の成果品を速やかに納入し、飯綱町の検査を受けるものとする。

なお、飯綱町の担当職員は、業務が完了する前においても、その履行状況について随時検査を行うことができるものとする。また、(2)に掲げる成果品については、図表を用い、ビジュアル的に示すことができるよう工夫すること。

(2) 成果品

支援業務に関わり、編集・作成した次の成果品を提出する。

ア 飯綱町版人口ビジョン(A4サイズ及び編集可能な電子データ)

イ 基礎調査結果報告(A4サイズ及び編集可能な電子データ)

- ウ まちづくりビジョン(A 4 サイズ及び編集可能な電子データ)
- エ 町民アンケート集計分析結果報告(A 4 サイズ及び編集可能な電子データ)
- オ まちづくり計画(A 4 サイズ及び編集可能な電子データ)
- カ 総合計画審議会関連の資料(A 4 サイズ及び編集可能な電子データ)
- キ まちづくりビジョン及びまちづくり計画策定後における町民等への説明会資料
(A 4 サイズ及び編集可能な電子データ)

(3) その他

- ア 上記に加え、別表 1 の業務に応じて適時、書面または編集可能な電子データを提出する。
- イ 本業務で作成された成果品等における資料及び図面等のデータは、全て飯綱町に帰属するものとする。

6 その他

受託者は、業務の履行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、飯綱町と協議のうえ、その指示に従うものとする。

7 参考

策定に係る大まかなスケジュールは、別紙「第三次飯綱町総合計画策定スケジュール(予定)」 のとおり。支援業務は、各工程に合わせ適宜実施するものとする。

別表 1

業務分野	業務の内容	留意事項
I. 人口ビジョン改定	(1) 国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 年に発表した、「日本の地域別将来推計人口」を基に、各種要因を踏まえ、飯綱町人口ビジョンを策定(改訂) (2) 令和 3 年 3 月策定の飯綱町人口ビジョンをベースに、国及び関係機関の直近のデータに基づき、各種データをグラフ等により、整理したうえで、分析・考察等を実施 ア 人口動態の分析 イ 人口の将来展望に必要な調査・分析 ウ 人口の将来展望	
II. 基礎調査	(1) 地域経済分析システム(RESAS)や各種統計資料等を用いて、飯綱町の人口、経済・産業等における現況や特性に関する基礎データの収集・整理を行い、今後の見通し等を分析 (2) 社会指標について、各種統計資料を用いて、県内他自治体や類似団体との比較分析を行い、飯綱町の現状(強み・弱み)を明らかにした資料を作成	
III. 基本構想 (まちづくり ビジョン) 策定支援	(1) 「基本構想」原案作成に対する助言、アドバイス、提案 (2) 基本構想原案の編集、レイアウト(図表・概念図等を含む) (3) 審議会等、町民意見等に基づく修正、再編集作業(随時) (4) 完成版(策定後)の町民向け説明用資料(概要版)作成	
IV. 町民アンケート	(1) 飯綱町が採取した町民アンケート票の集計作業(配布：2,000 件、回収見込：1,000 件) (2) 小 6・中・高など世代別、事業者など対象者別アンケート内容の提案、アドバイス(配布 500 件、回収見込：400 件) (3) 町内事業所アンケートの内容の提案、アドバイス(配布 50 件、回収見込：40 件) (4) (1)～(3)に係る集計作業、分析及びグラフ等を用いた結果 報告の作成	(1)、(2)に係るアンケートの印刷・郵送・回収(紙・web 併用)は、町で実施(委託業務外) (3)は web によるアンケートを想定
V. 前期基本計画 (まちづくり計画) 策定支援	(1) 飯綱町の各課が作成した施策シートの計画書原案としての編集、レイアウト (現計画：3 編、7 章、8 節、20 基本政策、52 施策) (2) 重点プロジェクトへのアドバイス、提案、編集 (3) (仮称)まちづくり方針案の編集、レイアウト(図表等を含む) (4) 審議会等、町民意見等に基づく修正、編集作業(随時) (5) 完成版(策定後)の町民向け説明用資料作成	・「飯綱町まち・ひと・しごと総合戦略」と一体として策定し、相関図を掲載する。 ・各部局が策定する個別計画の上位計画として、個別計画との「つながり」を担保する。

VI. 総合計画審議会 運営支援	(1) 総合計画審議会への同席 （開催見込 2 回） (2) 議事録等の作成（音声データから作成） ・開催見込：(1)のとおり (3) 各種審議会用資料の編集、レイアウト作業	会場は飯綱町役場、または飯綱町内公共施設を予定
VII. 町民意見聴取等における各種支援	(1) 総合計画に町民意見を反映させるための町民ワークショップの開催（開催見込 2 回） (2) 庁内プロジェクト会議の開催（開催見込 3 回） (3) その他、効果的な町民意見聴取機会の提案 (4) (1)～(3)実施に係る、企画、運営、集計作業等の必要な支援業務全般および、計画への反映	
VIII. 連絡調整に要する作業	(1) 上記業務を進めるにあたっての打合せ及び飯綱町での作業（月 1 回程度） （うち 5 回は審議会出席にあわせ実施）	

※上記 I ～VIII 以外の業務についても提案可とする。

第三次飯綱町総合計画等策定スケジュール(予定)

年月 項目		R 7 年度									R 8 年度								
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
人口ビジョン				人口ビジョン改定															
検証 基礎調査			第二次総合 計画 検証・ 評価(庁内) 基礎調査・ 分析																
まちづくりビジ ョン			ビジョン(素案)作成		ビジョン(案)検討・修正・まとめ														
まちづくり計画					計画(素案)作成						計画(案)検討・修正・まとめ								
町民意見	審議会		準備	委員選考					総合計画審議会									最終答申	
	アンケート等	内容検討 /準備		町民・対象者別・事業者アンケート調査										パブリックコメント					
						町民ワークショップ													
						庁内プロジェクト会議													
議会													中間 報告						議決

※本スケジュールは、協議により随時、修正・変更ができるものとする。